

第5回自殺総合対策の推進に関する有識者会議(ヒアリング資料) 2021.12.6

学校における自殺予防の現状と課題

関西外国語大学

新井 肇

I 児童生徒の自殺の現状と背景

1 児童生徒の自殺の現状

中・高校生の自殺者数と自殺率の推移



2020年 自殺者数

(内閣府・警察庁 2021年3月16日発表)

自殺者総数 2万1,081人

(前年比4.5%増)

未成年者(19歳以下) 777人

(前年比17.9%増)

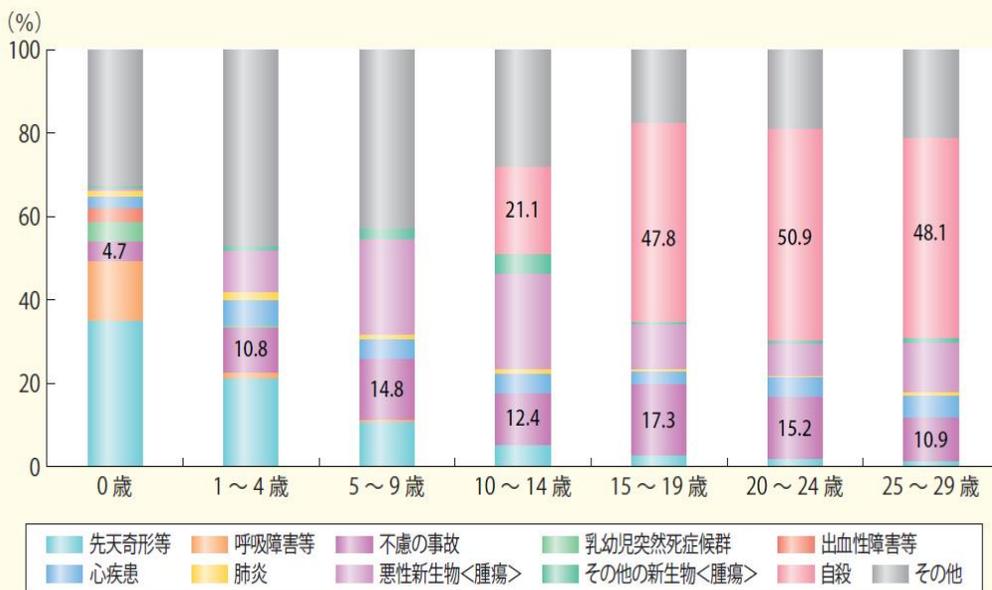
(小学生 14人 中学生 146人

高校生 339人 総数 499人)

(前年比25.0%増)

第3-34図 30歳未満の死因(構成比 令和元年)

◆20歳代の若者の死因の約半数は自殺である。



(令和3年版子ども・若者白書)

2 児童生徒の自殺の特徴

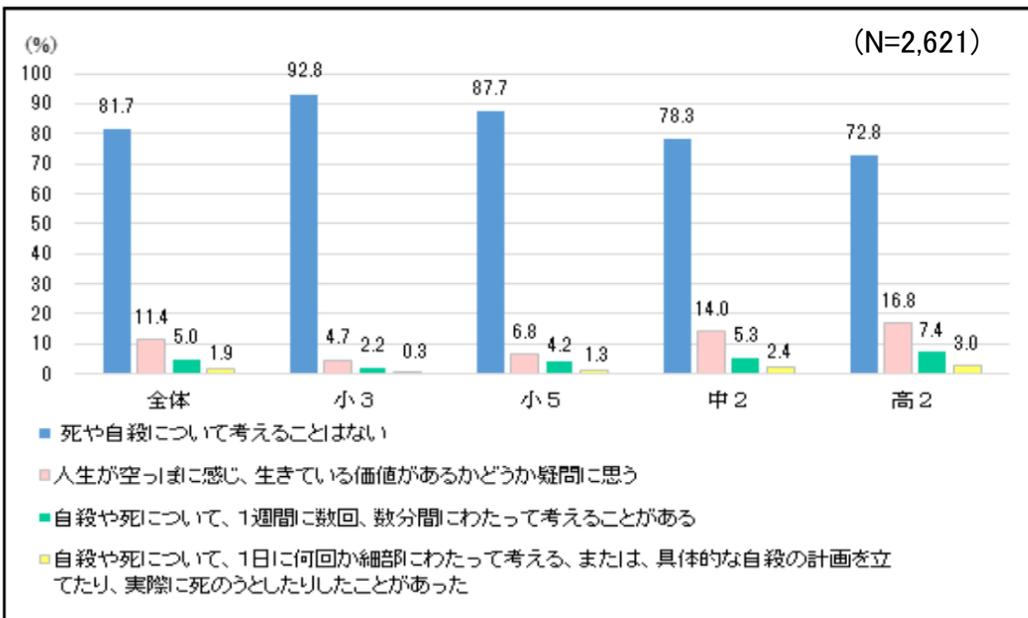
7

子どもの自殺の特徴

- ・高い衝動性
- ・大人からみると些細に思える動機
- ・死への親近性
- ・大人と異なる死生観
- ・純粹さ, 敏感さ, 傷つきやすさ
- ・影響されやすさ(自殺の連鎖=「群発自殺」)

希死念慮の高さ

図4 死や自殺についての考えの学年分布



北海道学校保健審議会(2017): 児童生徒の心の健康に関する調査報告書

子どもの死生観

●佐世保小6女児殺人事件により長崎県教委が調査

(小4・小6・中2 3611人, 2005年)

死んだ人は生き返る **15.5%**

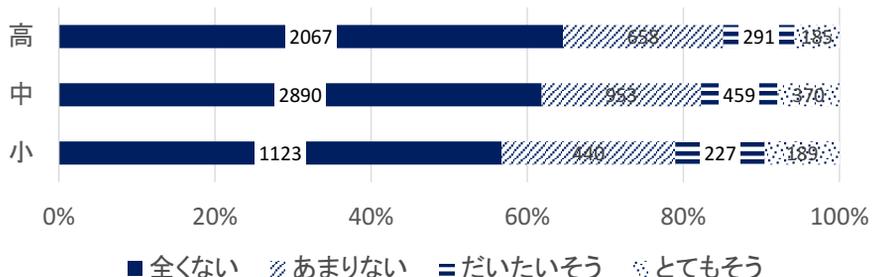
●「兵庫・生と死を考える会」の調査(小5～中2 2189人, 2006年)

人は死んでも生き返る **9.7%**

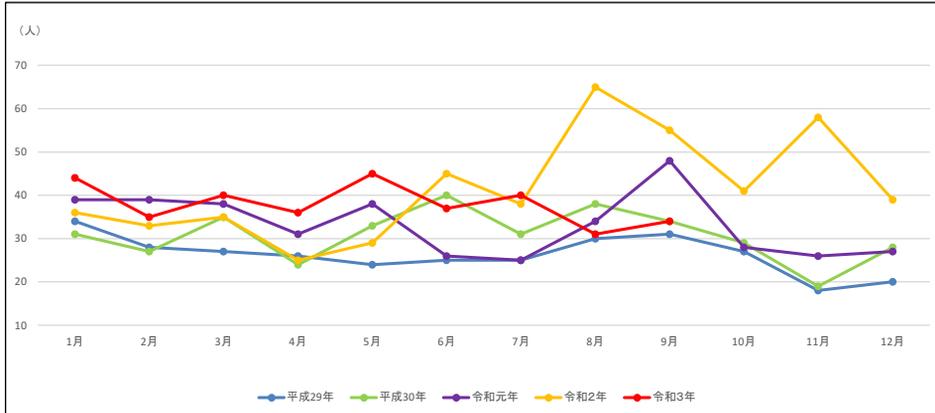
人は死なない **1.8%**

●「子どもたちの、生と死に関する意識調査」(伊藤美奈子:2016年調査)

死んだ人は生き返る



コロナ禍における児童生徒の自殺



(人)

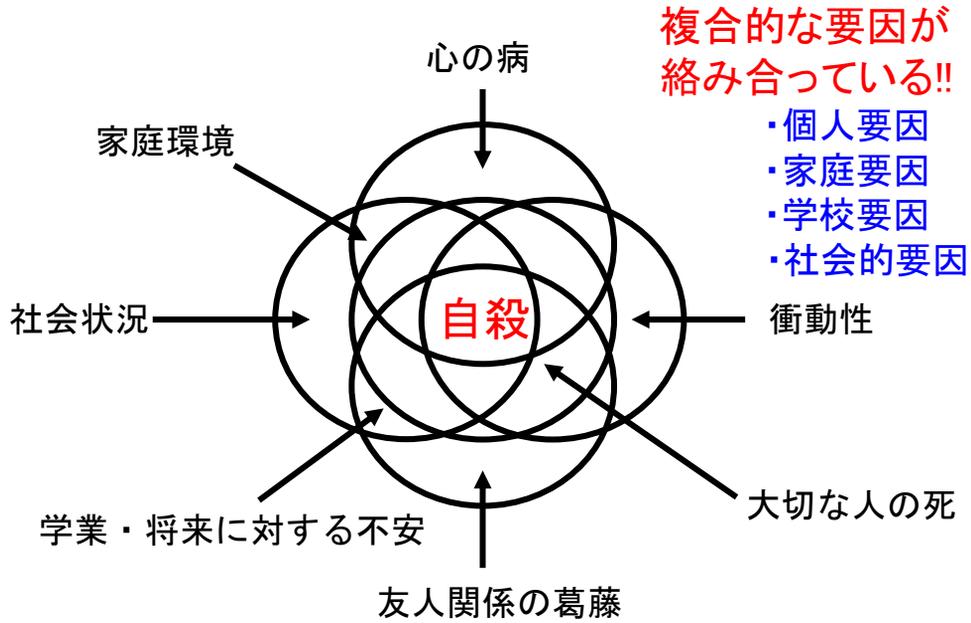
年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成29年	34	28	27	26	24	25	25	30	31	27	18	20	315
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	44	35	40	36	45	37	40	31	34				342

(出典)厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計：各年の状況」(確定値)を基に文部科学省において作成

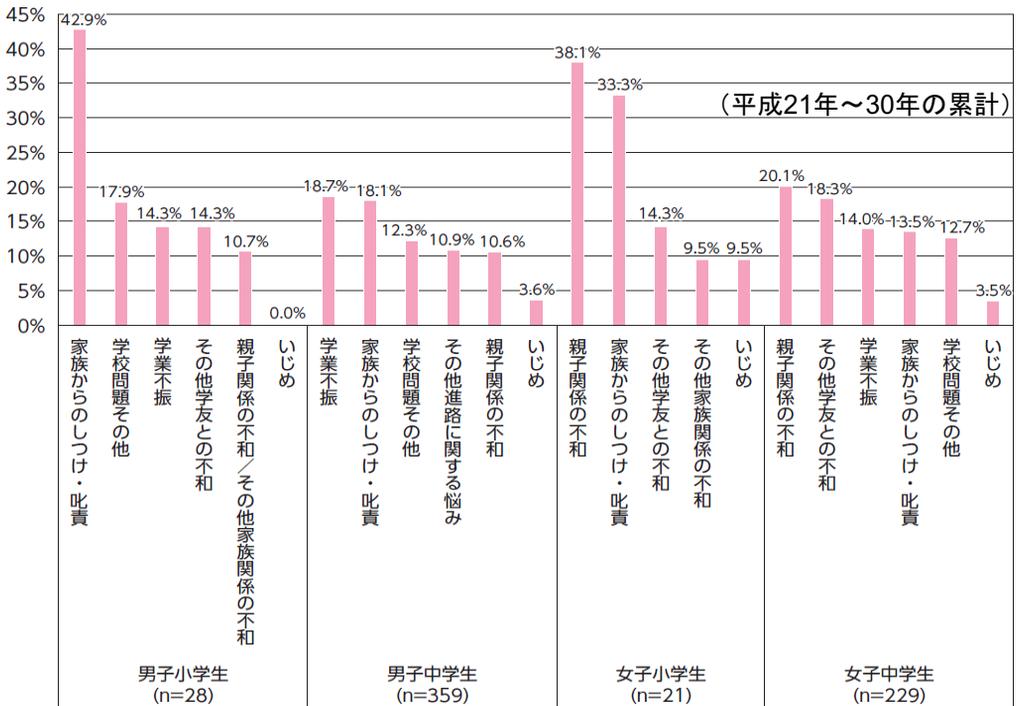
3 自殺のリスクの高い児童生徒の背景要因

児童生徒の自殺の原因

(参考:高橋祥友「自殺の危険 第3版」2014年)

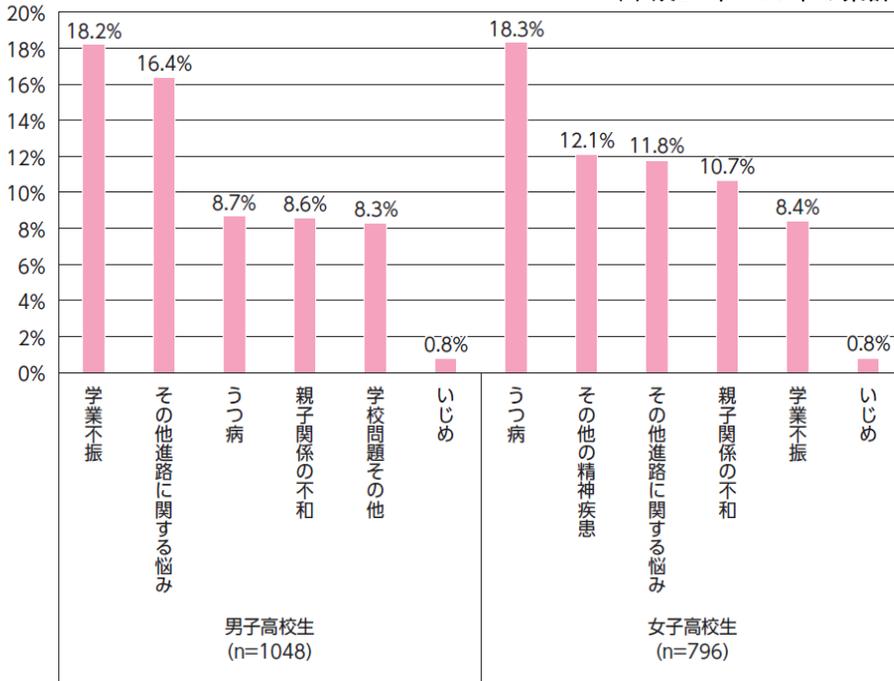


第2-3-35図 小学生、中学生における自殺の原因・動機の計上比率



第2-3-36図 高校生における自殺の原因・動機の計上比率

(平成21年～30年の累計)



(令和元年版自殺対策白書)

資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

子供の自殺等の実態分析 ①

死亡した児童生徒の個人の状況や、置かれていた状況・環境
(死亡の理由に関係なく、該当するものを「学校的背景」「家庭的背景」「個人的背景」それぞれで選択)

○ 調査票で該当のあった項目(5%程度以上。10%以上は赤字)

学校的背景 (*)	進路問題	11.9%
	不登校又は不登校傾向	9.9%
	友人関係での悩み(いじめを除く)	7.9%
	学業不振	6.9%
	異性問題	5.8%
家庭的背景	保護者との不和	9.9%
	保護者の離婚	6.5%
	経済的困難	4.6%
個人的背景	精神科治療歴有	13.5%
	独特の性格傾向(注)	10.5%
	自殺をほめかしていた	10.1%
	自傷行為	8.3%
	孤立感	7.5%
	厭世	6.0%

(*)参考:「教職員からの指導」2.4%、「懲戒等の措置」0.4%、「いじめの問題」2.0%

(注)周りの人に甘え頼るなどの未熟・依存的性格傾向、俗に言うキレやすいタイプの衝動的な性格傾向、二者択一的な考えにとられるなど極端な完全癖等

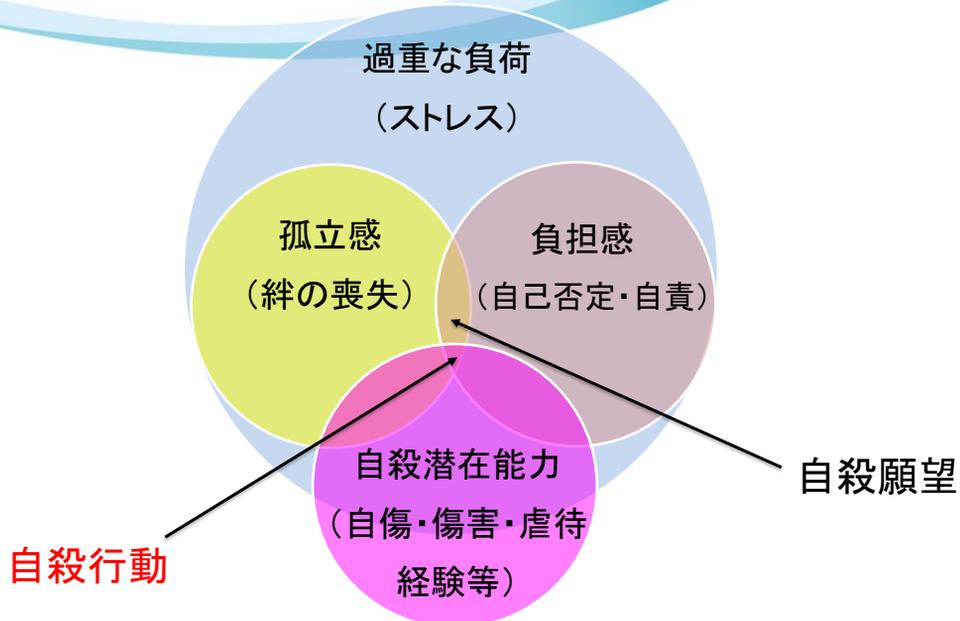
※平成23年6月より子供の自殺に関するデータを収集。うち、平成23年6月～平成25年12月に収集された約500件のデータを分析。

子供の自殺等の実態分析 ②

「特記事項」欄(自由記述)からの分析

- 学校は子どもにとって生活時間の大半を過ごす場所であるため、友人関係のトラブルやいじめから孤立感を強めるといった状況が自殺の背景にみられる事例がある。
- 学業不振、成績低下という学習面でのつまずきが、自尊感情の低下を招き、自殺の背景となっている事例も少なくない。
- 家庭環境での問題もこの世代の子どもにとって重要な危険因子である。
- 学校でも家庭でもサポートが得られない状況に、自殺した生徒が置かれていたという事例がある。
- 自殺に至った子供に関して、適切な精神科治療や必要な支援を受けていれば自殺予防につながったと思われる例は少なくない。

自殺の行動化の要因



(参考:松本俊彦, いじめはいつ自殺に転じるのか, 臨床心理学96,2016)

Ⅱ 児童生徒の自殺予防の 方向性と課題

1 自殺予防の3段階

自殺予防の3段階

すべての児童生徒を対象とした
「未来を生きぬく教育」としての
自殺予防教育

Prevention
(未然防止・
予防教育)

自殺の危険の高まった児童生徒
への気づきと関わり

Intervention
(危機介入)

自殺が起きてしまったときの
危機対応と心のケア

Postvention
(事後対応)

生徒指導・教育相談の階層的支援構造と自殺予防

開発的・予防的生徒指導・教育相談

すべての児童生徒を対象とした成長支援
及び問題行動や危機の未然防止

「未来を生きぬく力」を育む自殺予防教育

問題解決的生徒指導・教育相談

問題を抱えた特定の児童生徒への関与
チームとしての役割分担＋外部資源の活用

リスクの高い児童生徒への危機介入・事後の心のケア

2 自殺予防教育の方向性

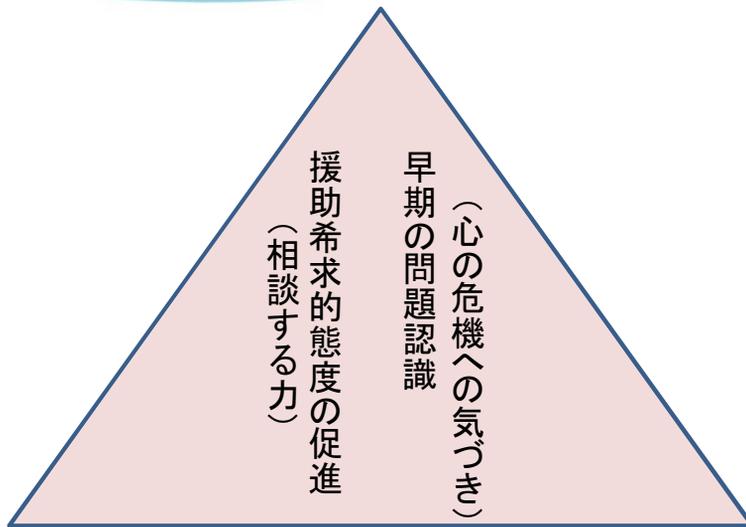


(2014年)

子供に伝えたい自殺予防
—学校における自殺予防
教育導入の手引—

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm

自殺予防教育における目標



『子供に伝えたい自殺予防-学校における自殺予防教育導入の手引き-』
(文部科学省,2014)

自殺対策基本法 (平成18年6月公布、同年10月施行)

→改正法が平成28年4月より施行

- ・ 困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発
- ・ 児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発

について、学校は行うよう努めること等が新たに追加される。

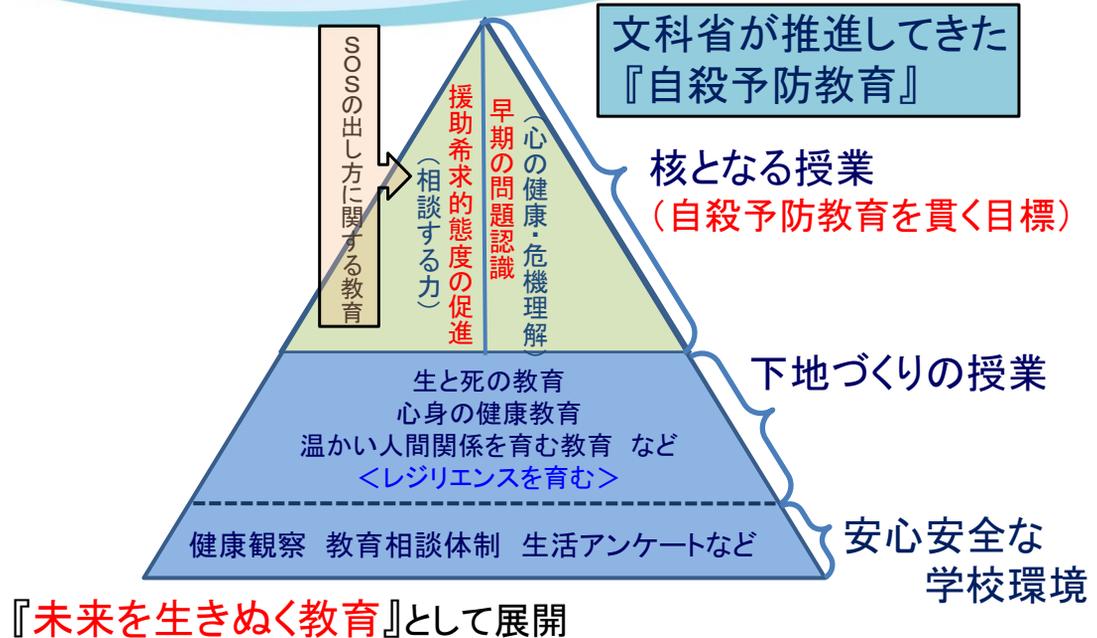
自殺総合対策大綱 (平成19年6月・24年8月・29年7月閣議決定)

→平成29年7月25日に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定される
その中で、文部科学省関連項目に、

- ・ 「**SOS**の出し方に関する教育」
 - ・ 「医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育」
- を推進すること等が新たに追加される。

➡ **自殺予防教育の推進が求められている**

「これからの自殺予防教育プログラム」の構造



文部科学省(2014)、阪中(2015)を参考に作成

自殺防教育を進めるうえでの視点(Ⅰ)

- (1) **現実と非現実の区別**を認識する
揺るがしがたい現実のあり方(生命の一回性、時間の一回性)について、学ぶ機会をもつ
- (2) **多様で豊かな人間関係**にふれる体験をする
「支え合う」(一緒に何かをやる)ことを通じて、
「要求—評価」の関係でなく、「呼びかけ—応える」
関係の大切さに気づく
危機のときにつなぎ留める存在をつくる(「絆づくり」)

- (3) **多様性**を認め合う**共生社会**としての学校をつくる
- (4) 困ったときに気軽に**相談**できる**体制・雰囲気**をつくる
- (5) **自己肯定感・自己有用感**を高める取り組みを行う
 - ・ごく普通の欠点も弱点もある自分を好きになる
 - ・誰かに必要とされているという実感をもつ
 - ⇒ **自己信頼感**(自分を大切にすゝる気持ち)を育む
- (6) **共感的人間関係**を育む(ゆるやかな「絆づくり」)
- (7) 自他の心身を大切にできる**安全・安心な環境**をつくる
(活動を通じた「居場所づくり」)

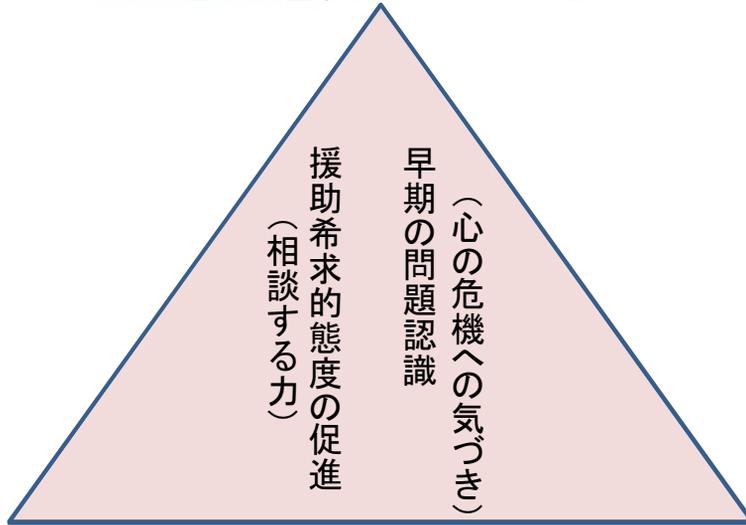
自殺予防教育を進めるうえでの視点(Ⅱ)

レジリエンスを育む

- ①内 省 性: 自分の判断や行動を見直そうとする態度
⇒授業の振り返り、部活動のミーティング等
- ②遂 行 性: 困難に対して音を上げずに自ら取り組もうとする態度←小学生の発達課題(遊びと学び)
- ③楽 観 性: 未来志向で物事を前向きに考える傾向
⇒「やれば何とかなるかも」という「自己効力感」
- ④内面共有性: ネガティブな心理状態を立て直すために他者との関係を基盤にしようとする態度
⇒援助希求できる力(「病、市に出す」)
※大人になる⇨自立⇨適切に依存できる力

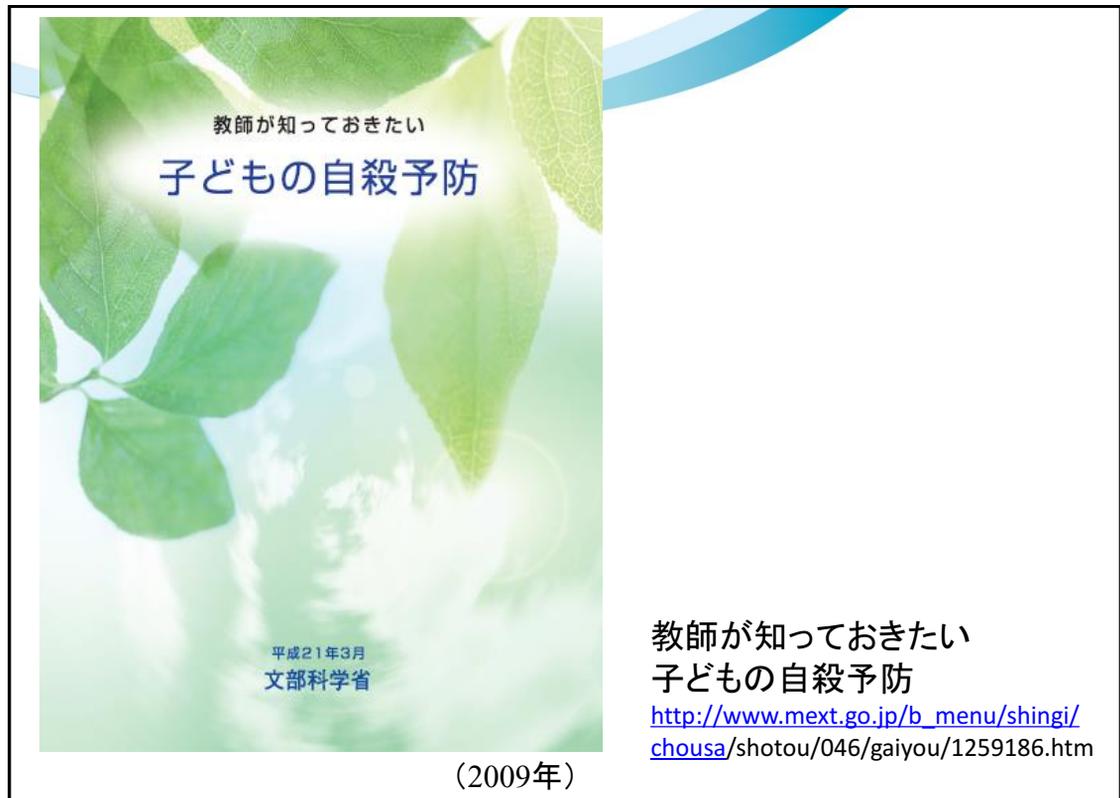
自殺予防教育を進めるうえでの視点(Ⅲ)

心の危機へ対処するために



『子供に伝えたい自殺予防-学校における自殺予防教育導入の手引き-』
(文部科学省,2014)

3 自殺の危険の高まった児童生徒への 気づきと関わり



危機にある児童生徒への関わり方

TALKの原則

Tell: 心配していることを言葉に出して伝える

Ask: 「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる

Listen: 絶望的な気持ちを傾聴する

話をそらしたり、叱責や助言などをせずに
子どもの訴えに真剣に耳を傾ける。

Keep safe: 安全を確保する

一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う

児童生徒の相談する力と

教師の相談を受けとめる姿勢

一人で抱え込まずに、**信頼できる**大人に相談できる
(親・家族・先生・関係機関等)



相談することで心が軽く、気持ちが楽になる体験をもつ
日頃から身近な大人との信頼関係を築いておく
相談できる関係機関について具体的に知っておく

寄り添う＝話を聴く、わかろうとする、思いをくみ取る

「共感的理解」(相手の身になって感じる)

聴くことは、**相手を尊重する**ことが基本
相手をコントロールすることはできない
相手も精一杯生きていることを認める
こちらの欲をできるだけ捨てて、思いやる

(参考:千原, 2013, 元気の出るセミナーレジュメ)

地元の関係機関を具体的に知る

- 児童相談所(子どもセンター)・福祉事務所
- 教育研究所相談室・教育相談センター
- 臨床心理士会、ソーシャルワーカー
- 精神保健福祉センター・保健所
- 精神科思春期外来・心療内科クリニック
- 救急病院
- 青少年(サポート)センター
- 民生児童委員
- 消防署・警察署 等々

➡ 何処にあって、誰がいて、何ができて、何ができないのか

校内の協働的指導・相談体制の構築

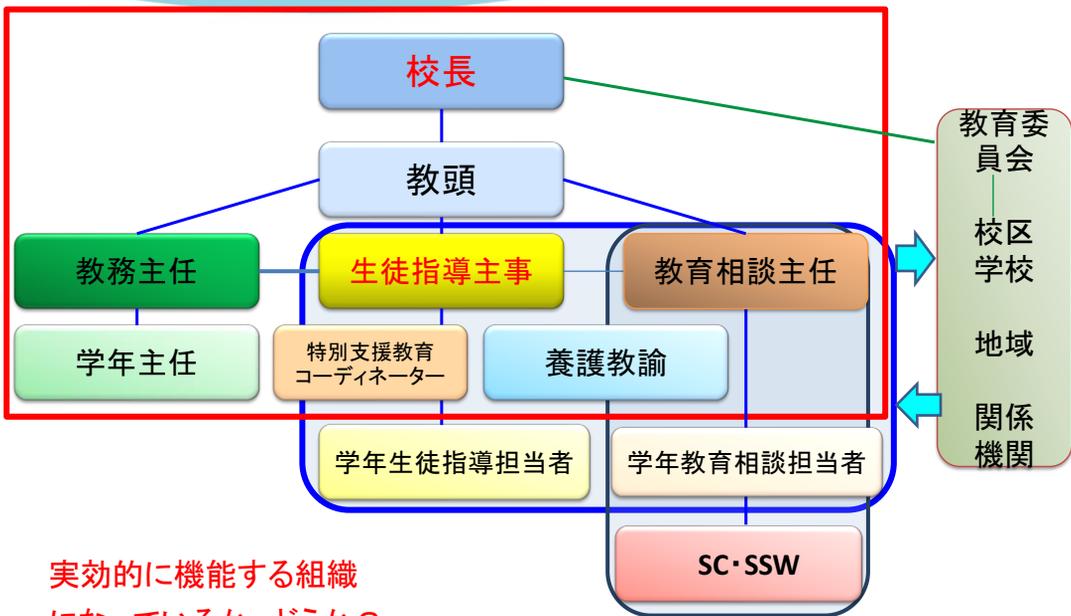
・相談しやすい体制づくり、雰囲気づくり

保健室や相談室を気軽に来室しやすい場所にする
養護教諭やスクールカウンセラーによる健康・心理教育
相談週間や生活アンケートの実施

・多角的な視点をいかした児童生徒理解と支援

「学校全体で子どもを教育している」という認識の共有
全教職員による協働的な指導・相談体制の構築

全校的な指導・相談体制



心理的安全性

チームが真に機能する(「チームング」)ためには:

「チームや組織で活動するなかで、メンバーの全員が、発言することに対して恐怖や不安を感じていない状態」、つまり、「無知、無能、否定的、邪魔だと思われる可能性のある言動をしても、このチームなら大丈夫だ」という『信念』が不可欠。



心理的安全性が十分に高く、どの立場の、どの年齢のメンバーも対等にアイデアや意見が出し合えれば、学校の指導・相談体制は協働的で実効的なものとして機能する

エイミー・C・エドモンドソン(著) 村瀬俊朗・野津智子(翻訳) 『恐れのない組織 - 「心理的安全性」が学習・イノベーション・成長をもたらす -』(2021, 英治出版)

保護者・関係機関との連携を進めるために

- ① ネットワークを機能させるためには、日ごろから顔の見える関係をつくっておく
- ② 連携は生きものであり、使いながら、点検・工夫し、強化していく
- ③ 連携の基軸に、常に子ども置く（「その子にとって最もよいことは何か」）
- ④ 連携がうまくいくには、つなぎ役となる人の存在が大きい
- ⑤ 関係者の連携能力（「ネットワークマインド」）を磨く
 - ・自己の役割の固有性と限界性を知る
 - ・相互に相手についての基礎的知識をもつ
 - ・相手の立場を理解しながら、共に取り組もうという姿勢をもつ
 - ・関係者によるケーススタディを進める（具体的事例から学ぶ）

（参考：安藤博『子ども危機にどう向き合うか』 信山社、2004年）

4 自殺予防対策の具体化に向けての課題

(1) 自殺予防教育を実施するための体制整備

- ・ **自殺予防教育の必要性に関する学校内外での合意形成**
教職員研修の拡充
保護者の同意(「核になる授業」にあたっての文書による通知等)
保護者対象の普及啓発研修(「共に学び合う」※今後の課題)
- ・ **適切な教育内容と実施時間の確保**
自殺予防の正しい知識と理解⇒発達段階に応じたプログラム
カリキュラムに位置づける(例:高校保健体育の「心の病」の単元)
協働的な授業づくり(担当教員+養護教諭+SC+SSW等)
⇒授業者としての理解の深化とSOSを受けとめる力の向上
- ・ **医療等の関係機関との連携**
ハイリスクな児童生徒への配慮とフォローアップ
(事前・事後アンケートの実施)
養護教諭の果たす役割の重要性

(参考:文部科学省 2014・2021)

(2) リスクの高い児童生徒を支えるための体制整備

- ・ **子どもがSOSを発信するための多様なチャンネルを用意**
身近な信頼できる大人の存在+身近な関係機関を実際に知る
(リスクの高い)子どもは(リスクの高い)子どもに発信する
⇒友だちの話を聴き、受けとめ、大人に伝える力を育む
- ・ **大人(教職員、保護者等)のSOSを受けとめる力の向上**
教職員研修の実施+保護者対象の普及啓発研修
共感的理解とICTを活用した客観的理解を重ねた合わせた多面的理解
- ・ **あらゆる段階における関係機関等との連携体制の整備**
「社会に開かれたチームとしての学校」の実現
教育委員会による学校へのサポート体制の整備(専門家チーム)
⇒ヒューマンパワーの確保
(関係機関との連携の要となるコーディネーター教員等の配置)

(参考:文部科学省, 2021)